

鳥取市中学校文化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校文化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）が中学校の文化活動の充実・発展を図るために行う事業に対し補助することにより、本市の中学生の文化活動の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の左欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の実績報告は、補助事業の区分ごとに補助事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかまでに行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費
鳥取市中学校合同文化祭事業	鳥取市中学校合同文化祭の実施に要する経費のうち、会場借上料、会場整備費（看板作成等）、印刷製本費（プログラム・表彰状等）、消耗品費、生徒輸送費、楽器等運搬費

様式第 1 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

年度鳥取市中学校文化事業実施計画（実績報告）書

事業の概要

事業名	
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
事業時期	年 月 日 から 年 月 日まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中学校文化事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
計		